（様式第２９号）

年　　月　　日

　　　　　　　　様

中新川郡舟橋村長

自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定取消通知書

　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条の規定に基づき、次のとおり支給認定を取り消しましたので、通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 自立支援医療費受給者番号 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 支給認定障害者（保護者）氏名 | 　 |
| 支給認定取消日 | 　 | 支給認定に係る障害児氏名 | 　 |
| 取消理由 | 　 |

自立支援医療受給者証を舟橋村健康福祉課に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は不要です。

　　返還先

 舟橋村役場健康福祉課

　 住所　富山県中新川郡舟橋村仏生寺55

電話番号　076-464-1122

　　返還期限　　　　　　　　　年　　月　　日

不服申立て及び取消訴訟

　１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に富山県知事に対し審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に舟橋村を被告として（訴訟において舟橋村を代表する者は舟橋村長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の⑴から⑶までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

　　⑴　審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

　　⑵　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　　⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

　　舟橋村役場健康福祉課　　住所　富山県中新川郡舟橋村仏生寺55　　電話番号　076-464-1122